

指定更新申請の手続きについて

(R6.4.25 更新)

1 指定更新手続きの概要

平成18年4月の介護保険制度改正により、事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととされました。そのため、指定事業所として引き続きサービス提供を行う場合は、指定有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

指定更新申請に当たっては、申請書等の必要書類を、高松市介護保険課へ提出してください。なお、指定更新手続きには、手数料が必要となります。

指定有効期間満了日1か月前までには書類審査が完了するよう時間的余裕をもって、手続きをとるようお願いします。

2 対象となる事業所

高松市が指定している介護保険事業所（みなし指定の事業所を除く。）

※介護予防サービスについては、居宅サービスと同様の要件となっています。以後、介護予防サービスの説明については、特に記載がない場合、居宅サービスの同じサービスを参照してください。（例：介護予防訪問看護の場合は訪問看護を参照してください。）

【対象とならない事業所】

- ・保険医療機関が行う居宅療養管理指導、訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

※ただし、指定を不要とする旨の別段の申出の後に、申請により指定事業所となったサービス事業所については対象となります。

- ・保険薬局が行う居宅療養管理指導
- ・介護老人保健施設又は介護医療院が行う短期入所療養介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション（訪問リハは令和6年6月1日以降）
- ・休止中の事業所（再開しない場合は指定の効力を失います。）

平成21年より前に通所リハビリテーション（予防含む。）を開始した事業所については、手数料は必要ありませんが、更新書類を提出していただく必要があります。

3 提出書類

提出書類・留意事項

(1) 指定（許可）更新申請書

居宅サービス・施設サービス ⇒ 別紙様式第一号（二）

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援 ⇒ 別紙様式第二号（二）

(2) 各サービスの付表及び別添「添付書類・チェックリスト」

居宅サービス・施設サービス ⇒ 付表第一号（一）～（十七）

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援 ⇒ 付表第二号（一）～（十二）

各項目において、更新申請以前に届け出た内容からの変更の有無を確認してください。

変更がある場合は、「変更届出書」等と併せて、その内容がわかる書類を提出してください（下記（５）参照）。

変更のない項目については、添付書類を省略することができます。省略する場合は、別添「添付資料・チェックリスト」の「更新申請」欄における該当箇所の「添付省略」にチェックを付けてください。

なお、下記（３）及び（４）の項目については、書類の省略はできませんので、変更の有無に関わらず提出してください。

（３）誓約書

各サービスに対応した様式があります。

居宅サービス・施設サービス

⇒居宅施設__標準様式 6 及び別紙①～⑤

別紙①：居宅サービス事業所向け

別紙②：介護老人福祉施設向け

別紙③：介護老人保健施設向け

別紙④：介護医療院向け

別紙⑤：介護予防サービス事業所向け

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援

⇒密着居支予支__標準様式 6 及び別紙①～④

別紙①：地域密着型サービス事業所向け

別紙②：居宅介護支援事業所向け

別紙③：地域密着型介護予防サービス事業所向け

別紙④：介護予防支援事業所向け

（４）介護支援専門員の氏名及びその登録番号

提出する必要があるサービスは次のとおりです。

- ・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院

⇒居宅施設__標準様式 7

- ・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）・居宅介護支援・介護予防支援

⇒密着居支予支__標準様式 7

介護支援専門員の登録番号は、必ず 8 桁の登録番号を記載してください。

また、事業所・施設に所属する有資格者全員について記載するのではなく、ケアプラン又は施設サービス計画の作成を担当している方のみについて記載してください。

（５）その他添付書類

（更新申請以前の届出内容から変更がある場合、変更内容がわかるもの）

更新申請以前に届け出た内容から変更がある場合は、「変更届出書」等を提出してください。

【変更届出書】

居宅サービス・施設サービス ⇒ 別紙様式第一号（五）

地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援 ⇒別紙様式第二号（四）

添付書類等については、「指定申請等について」 3（１）「届出が必要な事項及び添付書類一覧」を確認してください。

参照 指定申請等について

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_ji_gyosha/shiteishinseinado.html#cms01213

4 提出方法

【提出先】高松市介護保険課相談指導係（高松市役所1階27・28番窓口）

【提出方法】原則として、介護保険課へ持参すること。

※受付時間は、平日の9:00～16:00とさせていただきます。

※提出の際は、その日時を事前にお知らせください。

【提出期限】指定有効期間満了日の1か月前

※指定有効期間満了日の3か月前から受付が可能になります。

5 指定更新申請手数料及び納付方法

指定更新申請には、手数料が必要となります。指定更新申請書の受理後、納入通知書を郵送いたしますので、これに現金を添えて高松市指定金融機関等へ納付してください。詳細は、別紙「指定申請等に係る手数料について」を御覧ください。

参照 指定申請等に係る手数料について

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/shiteishinseinado.files/tesuryou_20240401.pdf

6 休止中の事業所について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることができません。指定有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。ただし、指定有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で、再開届出書を提出し事業を再開すれば更新を受けることができます。

また、指定の更新を受けない事業所については、別途、「廃止届出書」（介護老人福祉施設は「指定辞退届出書」も必要）を提出してください。

7 申請書類提出後の変更、廃止、休止について

(1) 申請書提出後に変更が生じた場合は、「変更届出書」を提出してください。

(2) 申請書提出後、事業所を廃止・休止する場合は、指定の更新を受けることができませんので、「廃止・休止届出書」と併せて指定更新申請の取下げ書（任意様式）を提出してください。なお、その場合、申請書提出時に徴収した指定更新手数料の返還はできません。

8 その他

指定の更新については、「指定有効期間が満了する事業所一覧」を高松市ホームページに掲載しております。

参照 指定更新有効期間が満了する事業所について

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/manryo.html

9 お問い合わせ先

高松市 介護保険課 相談指導係 Tel : 087-839-2326 Fax : 087-839-2337